

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、経営理念、グループ行動基準に基づいた「信頼される製品とサービスを顧客に提供して、株主をはじめとしたステークホルダーの要請に応え、適正利潤を追求し、企業価値の最大化を目指す」との基本認識とコンプライアンスの徹底をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を尊重し、社会的信頼に応える経営を行ってまいります。

【基本方針】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題と認識しており、次の基本方針に沿って、経営の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努めます。
- (2) 株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等全てのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-3-1、3-1-3、4-2-2 サステナビリティについての取組み】

当社は、環境につきましては、「企業活動のすべての面で地球環境の保全に配慮して行動し、社会の持続的発展に貢献します。」を基本理念に「未来に残そう 緑の大地」をスローガンとして、環境方針を定め、積極的に推進してまいりました。

取締役会は、サステナビリティが重要な経営課題であると認識しております。

今後は、ESGに関する情報開示を拡充しつつ、人的資本や知的財産への投資等の開示・提供や気候変動に係るリスク等が当社に与える影響について、TCFD又はそれと同等の枠組みでの取組みも検討してまいります。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、「人の尊重」を経営理念の1番目に掲げ、人を育て、人を活かし、会社の発展と個人の幸せの共有を目指しており、その実現に向け人事制度、教育制度、労働環境の整備に努めております。

しかしながら、女性管理職登用など多様性ではまだ十分ではないと認識しており、今後、下表のとおり全社女性比率、女性主任比率を高めながら、女性管理職登用などの多様性を図ってまいります。

多様性の目標値	2021年10月	2026年度
全社女性比率	17.7%	30.0%
女性主任比率	10.0%	17.9%
中途採用比率	59.3%	50.0% 維持

【補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりません。取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に對し説明を行い、適切な関与・助言を得ており、独立性・客観性は担保しております。

任意の諮問委員会の設置は、構成員の過半数を独立社外取締役にすることを含め、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、営業・技術・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役並びに当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営の豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役に構成され、定款にて取締役の数を10名以内と定めております。

当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、全体としての知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が当社にとって最適となるように努めております。

スキルマトリックスは、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、経営戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。保有に当たっては、取引関係の維持強化と資本コスト等を踏まえた投資採算の両面から、取締役会において毎年、個別銘柄ごとに保有の適否を検証しております。その検証の結果、継続して保有する必要性がないと判断した場合には、株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

政策保有株式の議決権行使については、当社は投資先企業の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や上述の保有方針との整合性、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案ごとに確認し、各金融機関が公表している議決権行使方針や投資

助言会社の議決権行使助言基準も参照しつつ判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では関連当事者間の取引(取締役の競合取引、取締役と会社間の取引等)を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしております。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については行使できない旨を取締役会規程に定めております。また、当社及び子会社の役員も含め、関連当事者間の取引の有無を毎年1回書面にて確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の確定給付企業年金の運用担当部署では、運用機関である生命保険会社から運用状況の情報入手を定期的に行い、運用状況を適切に管理しています。また、運用担当部署では、年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念、中期的な経営計画及び経営戦略につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.yamaichi.co.jp>)に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本項目については、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、固定報酬(基本報酬)、業績連動報酬(賞与)、譲渡制限付株式報酬から成り立っております。

イ. 固定報酬(基本報酬)

経営戦略の進捗状況や利益水準を勘案のうえ、株主総会にその総額の上限を上程し決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。

ロ. 業績連動報酬(賞与)

各期の利益水準を勘案のうえ、株主総会で決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。

ハ. 譲渡制限付株式報酬

当社の中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた株主重視の経営意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を導入しております。具体的な配分については、取締役会決議により決定しております。

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定額の報酬を設定することとしております。

取締役の報酬等の額は「取締役報酬に関する規程」に基づき支給する旨を取締役会で決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名に当たっては、国籍・性別・年齢を問うことなく、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、当社への貢献度(実績)や職務遂行能力等を十分に検討し、総合的に適材適所の観点より指名及び選任することを基本方針としております。社外取締役については、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせること、当社の企業理念や企業活動を熟知し経営の豊富な経験と幅広い見識を持ち合わせていることを指名の基本方針としております。

また、監査役候補の指名に当たっては、財務・会計・法律等に関する知見、当事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、総合的に適材適所の観点より指名することを基本方針としております。監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

上記の方針に基づき、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち選任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議することとしております。

取締役の解任に当たっては、取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合に解任することを基本方針としております。上記の方針に基づき、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議することとしております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者とした個々の理由につきましては、「第66期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。株主総会の招集ご通知は、当社ウェブサイト(<http://www.yamaichi.co.jp>)に掲載しておりますので、ご参照ください。また、社外取締役・社外監査役の選任理由は、本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項」の【取締役関係】会社との関係(2)及び【監査役関係】会社との関係(2)に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社の取締役会は、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するため、各事業部門の業績進捗状況等を監督し、適法かつ迅速に重要事項(経営計画や経営戦略等)に対する適切な意思決定を行っております。

また、取締役会の決議事項については当社取締役会規程に具体的に定めており、職務権限規程において経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせること、当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営の豊富な経験と幅広い見識を持ち合わせていることを選任の基本方針としております。

更に東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役の個別の兼職状況を事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書にて記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性・評価】

当社では、取締役会の更なる実効性の向上を目的に、すべての取締役及び監査役を対象としたアンケートを年1回実施し、その集計結果をもとに取締役会において建設的な議論を行い分析・評価を実施しております。

2021年3月期の分析・評価では、当社の取締役会はその役割・責務に照らし、実効性をもって機能していると考えております。

2020年3月期に改善の余地があると認識した、取締役会の審議の効率化と充実におきましては、審議のための資料配布を可能な限り早い段階に提供することを徹底しましたが、一部事前検討が難航し、各取締役への資料配布の時期に遅れが生じる等もありましたが、概ね改善が確認されました。

2021年3月期の評価結果の概要として、各専門性の観点から多様性が確保された構成のもと、重要事項の審議においては活発に議論が行われ、意思決定における透明性は確保されていることを確認しました。

以上により、取締役会として適切に運用され、実効性が確保されていると評価しました。

また、社外取締役への提出資料の充実等により、意思疎通の向上に努めました。

当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、経営戦略や経営課題また財務、ガバナンスの審議につきましては、更なる議論に努め、今後も取締役会の実効性の更なる向上を目指してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役トレーニング方針】

当社は、取締役・監査役に対して、法律・財務等の経営に必要な知識を習得すべく、適宜外部研修・セミナーなどを受講できるよう費用面を含め支援できる体制としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を推進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

(1) 当社のIR活動は、経営管理部門の担当取締役が統括し、経営管理部をIR担当部門としております。IR活動に必要な情報は、営業・技術・生産・管理部門ほか関係部門から情報を収集し、経営管理部で取りまとめをしております。

(2) 株主や投資家へは決算説明会を四半期に1回開催するとともに、随時スモールミーティングや個別ミーティングを実施しております。

(IR活動の主な内容)

- ・定時株主総会 年1回
- ・決算説明会 年4回
- ・取材対応 四半期ごと(サイレント期間を設けております)
- ・個人投資家説明会 不定期
- ・当社ウェブサイトによるIR情報の開示公表

(3) 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配布などにより、取締役・監査役及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。

(4) 取材対応などの対話に関しましては、決算期末から決算発表までの1ヶ月強の期間をサイレント期間としており、投資家との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,934,500	18.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,832,900	13.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	871,600	4.12
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	788,700	3.73
SMBC日興証券株式会社	489,200	2.31
GOVERNMENT OF NORWAY	451,205	2.13
日本生命保険相互会社	421,075	1.99
RBC ISB LUX NON RES / DOM RATE - UCITS CLIENTS ACCOUNT - M1G	373,500	1.76
山一電機従業員持株会	355,988	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	352,900	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村田 朋博	他の会社の出身者													
佐久間 陽一郎	他の会社の出身者													
依田 稔久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 朋博			経営コンサルティングとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

佐久間 陽一郎		企業の経営者として長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
依田 稔久		企業の経営者として長年の豊富な経験と当社事業に精通する半導体関連事業等の幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役と会計監査人との会合を定期的に行い、連絡を密にし当社グループにおける経営活動全般にわたり、合法性と合理性の観点から、適切な会計監査・業務監査を行っております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役と内部監査部門である業務監査部との会合を定期的に行い、連絡を密にし当社グループにおける経営活動全般にわたり、合法性と合理性の観点から、適切な業務監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
岡本 忍	税理士														
村瀬 孝子	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 忍		税理士	税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会及び監査役会において、税務、会計等の専門的見地から提言をいただいております。企業統治において果たす役割は大きいと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
村瀬 孝子		弁護士	弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。取締役会及び監査役会において、法律等の専門的見地から提言をいただいております。企業統治において果たす役割は大きいと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社の社外取締役を除く取締役に、当社の中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた株主重視の経営意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

割当先及び割当個数
第3回新株予約権(発行決議日:2017年6月28日) 当社従業員 326名 1,882個

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

第66期(2021年3月期)事業年度における取締役等に支払った報酬等の総額
・取締役9名 189,288千円(うち社外取締役4名 22,800千円)

上記取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬(社外取締役を除く取締役4名に対し6,168千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下のとおりであります。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、経営の透明性を向上させ、ステークホルダーに対する責任を果たし、業績に対する責任と結果に見合う報酬が的確に実行されることを基本方針としております。

(2)報酬体系

取締役の報酬については、固定報酬(基本報酬)、業績連動報酬(賞与)及び譲渡制限付株式報酬から成り立っております。

a. 固定報酬(基本報酬)

1986年3月17日開催の第30期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額5億円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は7名です。

経営戦略の進捗状況や利益水準を勘案のうえ、株主総会にその総額の上限を上程し決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。

b. 業績連動報酬(賞与)

2007年6月27日開催の第52期定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額に業績連動報酬(賞与)を含めると決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は6名です。

各期の利益水準を勘案のうえ、株主総会で決定された範囲内で下記の方法に基づき支給総額を算定のうえ、各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。

【支給総額算定方法】

業績連動報酬(賞与)に係る指標は、会社業績の重要な指標と位置付けております純利益見込額及び配当性向としており、業績連動報酬(賞与)の額の決定方法は、同指標に一定の係数を乗じて支給総額を算定しております。

【各取締役の業績に対する貢献度】

各取締役の個別の評価により「取締役報酬に関する規程」に基づき支給額を決定しております。

c. 譲渡制限付株式報酬

2017年6月28日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額90百万円以内(社外取締役を除く。)と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

当社の中長期的な業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた株主重視の経営意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を導入しております。

具体的な配分については、取締役会決議により決定しております。

d. 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定額の報酬を設定することとしております。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であります。

その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬制度の構築・改定にかかる審議・決定及び固定報酬(基本報酬)、業績連動報酬(賞与)、譲渡制限付株式報酬の配分と支給の審議・決定であり、その内容は「取締役報酬に関する規程」として制度化しております。

当事業年度における当社の取締役報酬の額の決定過程における取締役会の活動及び判断は、取締役報酬の配分及び業績連動報酬(賞与)支給を「取締役報酬に関する規程」と照らし合わせ、審議・決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、取締役及び取締役会事務局が必要に応じて社外取締役及び各監査役に対して事前説明を行っております。また監査役補助スタッフ(兼務)1名が監査役業務をサポートし、監査役の監査機能の充実を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、取締役8名(うち社外取締役3名)並びに監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し、取締役会は毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、取締役及び監査役が出席しております。取締役会においては、適正かつ効率的に経営監督機能を行うために、社外取締役より経営に関する助言・指導をいただいております。

また、取締役8名の中から代表取締役2名を選定し、代表取締役社長の下に執行役員5名を選任して業務執行にあたっており、各取締役及び執行役員における経営方針等に関する施策に対する報告・意見交換は原則として毎月開催する執行役員会において実施しております。

当社の内部監査部門としては、各事業本部とは独立した業務監査部を設置し、内部監査強化のため2名のスタッフを配置しております。業務監査部は、年間監査計画に基づいて業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、当社の各部門並びに当社グループ会社に対して助言・指導を行い、それらの結果について代表取締役社長及び監査役に報告しております。

当社の監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名で監査役会を構成し、監査役会は原則として毎月開催しております。常勤監査役は当社の執行役員、管理本部長代理及び経営管理部長を歴任しており、当社グループの事業に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役の2名もそれぞれ税理士・弁護士であります。取締役会において監査役は、取締役会議案に対する客観的及び専門的な見地から発言を行うとともに、取締役の意思決定及び業務執行状況の監査をしております。更に、各監査役は業務監査部からの報告を受け、内部監査の情報の共有化を図るとともに、監査役、会計監査人及び業務監査部は連携して定期的に情報交換を行うことにより、内部統制・会計監査の

状況を把握し、監査役及び業務監査部は四半期・期末決算等において会計監査人から会計監査の結果の報告を受けております。また、監査役補助スタッフ(兼務)1名が監査役業務をサポートし、監査役の監査機能の充実を図っております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システムと合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監督機能が働いていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第66期定時株主総会 発送日:2021年6月4日 開催日:2021年6月25日
電磁的方法による議決権の行使	従来の書面投票に加え議決権行使の推進を図るため、電磁的方法による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家が議決権行使において十分な検討時間を確保できるように、株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知(要約)の英文を当社ウェブサイト及びICJプラットフォーム上に掲載しております。
その他	株主への情報提供のため、株主総会招集通知(和文・英文)を発送日の当日に当社ウェブサイトに掲載しております。 また、株主の質問に丁寧に答えるなどの株主との対話の充実及び適切な会場を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役社長による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、株主のみなさまへ、定時株主総会招集通知・決議通知などを当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの経営理念、行動基準に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループの環境方針に基づき、環境管理システム、製品含有化学物質管理、環境管理活動の継続的改善を図り、省資源の推進や廃棄物の削減を行い、地球環境への汚染防止に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の公平性を保つため、東京証券取引所へのリリース情報は、速やかに当社ウェブサイトを開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「山一電機グループ行動基準」を制定し、その運用と徹底を行っています。
- (2) 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び維持・向上を推進しています。
- (3) 当社グループは、法令遵守上疑義のある行為について、取締役及び使用人が通報を行うシステムとして、「内部通報制度」(コンプライアンス・ヘルプライン)を設置・運用しています。
- (4) 当社の代表取締役社長は、業務監査部を直轄しています。業務監査部は、代表取締役社長の指示に基づき当社グループの業務執行状況の内部監査を行っています。
- (5) 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務人事グループと定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に保存しかつ管理しています。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処するため、当社グループの事業内容や規模等に応じてリスク管理に関する規程を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理しています。
- (2) 当社は、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合「経営危機管理規程」に基づき、迅速・適切に対応いたします。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会及び執行役員で構成する執行役員会を原則として毎月開催し、会社運営上の重要事項の決定の他、グループ全体の事業の状況把握と情報共有を図っています。
- (2) 当社グループは、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任及び執行手続きの詳細を定めています。
- (3) 当社グループは、経営の目標・方針並びに各事業部門の目標・方針を設定し、グループ全体として系統的に活動を展開して、計画どおり経営計画を達成するための施策を実施しています。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社に事前協議、定期的な経営情報の報告を求め、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、グループ全体が相互に密接に連携し、総合的に事業の展開を図っています。
- (2) 当社の業務監査部は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととし、その使用人は、優先して監査役の指示に従って、監査役の職務の補助をいたします。
- (2) 前項の使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し重要な報告を受けています。
- (2) 監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができますこととしています。
- (3) 当社グループの取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、都度監査役に報告することとしています。
- (4) 当社は、監査役へ報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該請求に係る費用又は債務を処理しています。

9. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、会計監査人、業務監査部、当社子会社の監査役との連絡を密にし、当社グループにおける経営活動の全般にわたり、合法性と合理性の観点から、監査の実効性を確保しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務人事グループと定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

1. 重要な決定及び重要な事実の発生に関する情報

当社は、業務執行に関する重要事項を決定するため、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて随時臨時取締役会を開催して、重要事項を決議し、職務執行の状況その他必要な情報の報告を受けております。決定された重要事項及び発生した重要な事実について、開示が必要な場合には総務人事グループより適時開示を行っております。

なお、当社は監査役制度を採用しており、取締役会その他重要な会議へ出席し取締役の職務執行を監査できる体制となっており、また、会計監査人及び弁護士等との連絡を密にすることで適切な情報を開示することに努めております。

2. 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が作成し、会計監査人による監査を受け、取締役会において決議された後、開示しております。

当社のコーポレートガバナンスの体制は、次の図のとおりです。

